

岐阜県廃棄物対策課ピリカ利用要領

(目的)

第1条 この要領は岐阜県廃棄物対策課がピリカを県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ピリカ

株式会社ピリカがインターネット上において提供する情報サービスをいう。

(2) 自治体版ピリカ

ボランティア団体、企業、自治体等が環境美化活動等の結果を投稿し、情報発信を行うページをいう。

(3) 公式ページ

廃棄物対策課が運用する次の自治体版ピリカをいう。

ページ名：クリーンアップぎふ～海まで届け清流！～

アドレス：<https://gifu.pref.pirika.org/>

(運用管理者)

第3条 公式ページの管理運用は、廃棄物対策課長（以下「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式ページの運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式ページ上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式ページへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式ページでは次に掲げる情報を発信する。

(1) 県民や企業等の清掃活動に関する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 情報の掲載に当たっては、適切な提供に努めるものとする。

3 保護データに該当する情報は発信してはならない。

(禁止事項)

第6条 公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

- (1) 違法若しくは不当な情報又はそれらの行為をあおる情報
- (2) 公序良俗に反する情報
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報
- (4) 他者を侮蔑する情報
- (5) 本人の承諾なく個人情報等を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (6) 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする情報
- (7) 正否が確認できない情報
- (8) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (10) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (11) 閲覧者に損害を与え、若しくはわいせつな内容を含むサイトに誘引しようとする情報
- (12) 職務上知り得た秘密扱いすべき情報（一般的に知られていない又は知らせてはいけない情報）
- (13) 上記（1）から（12）までの内容を含むホームページへのリンクを含むもの
- (14) その他運用管理者が不適切と判断するもの

(著作権)

第7条 公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、岐阜県または正当な権利を有する者に帰属する。

(アカウントの明示)

第8条 なりすましによる誤情報を防ぐため、公式ページのアドレス等を岐阜県公式ホームページ上に明示するとともに、アカウントの自己記述欄等に運用組織を明示する。

(リンクの基準)

第9条 岐阜県版ウェブページに、他のホームページへのリンクを設定する場合は、相手先が外部サイトであることを明記すること。また、相手先がリンクフリーである旨を明示している場合を除き、事前に相手先の承諾を得ること。

2 次に該当するホームページにはリンクを設定しないこと。

- (1) 第6条に掲げる各号に該当する内容を含むホームページ
- (2) ホームページ管理者が不明確なホームページ
- (3) その他、リンクを設定することが妥当ではないと判断されるホームページ

3 リンク設定後においても、前項第1項及び第2項に規定する要件に欠けていることが判明した場合には、運用管理者がリンクを解除するものとする。

4 リンクを設定後は、リンク切れなどが生じないように、各所属において定期的に確認すること。

(外部のホームページから岐阜県版ウェブページへのリンク)

第10条 外部のホームページから岐阜県版ウェブページへのリンクは、原則として当該トップページとし、岐阜県版ウェブページへのリンクである旨を明記するものとする。

2 外部のホームページが次の各号のいずれかに該当する場合は、リンクを解除し、又はリンクの解除を求めることができる。

- (1) アダルトコンテンツ（性的又は暴力的描写等の表現をいう。）を含むもの
- (2) 犯罪行為に結び付くもの又は違法な内容を含むもの
- (3) 個人、団体等の名誉、人権、財産若しくはプライバシーを侵害する内容又は個人、団体等を誹謗中傷する内容を含むもの
- (4) 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する内容を含むもの
- (5) 選挙の事前運動、選挙運動その他これらに類するもの又は公職選挙法に抵触する内容を含むもの
- (6) 不正なアクセス又はシステムの停止を引き起こす内容を含むもの
- (7) 外部のホームページが、岐阜県版ウェブページや岐阜県版公式ホームページであるかのように表示され、利用者の誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 前項に掲げるもののほか、リンクが適当でないと運用管理責任者が認めるもの

(岐阜県版ウェブページから外部のホームページへのリンク)

第11条 外部のホームページへ岐阜県版ウェブページからリンクを設定した場合において、当該リンク先のホームページ管理者、内容等については、岐阜県にいかなる責任も負わないものとする。

2 運用管理者が外部のホームページへのリンクをする場合、次に掲げる事項について所属する運用管理者の承認を得るものとする。

- (1) ホームページの名称及びドメイン名
- (2) ホームページの内容
- (3) ホームページの管理者の連絡先
- (4) リンクの理由
- (5) リンクの終了期限がある場合には終了予定年月日

(免責事項)

第12条 岐阜県、公式ページに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

2 岐阜県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

付則 この利用要領は令和4年5月19日より施行する。